六　他犯罪傍受　法第十五条の規定による傍受をいう。
七　令状記載再生　法第二十一条第三項の規定による再生であって、傍受すべき通信に該当する通信に係るものをいう。
八　スポット再生　法第二十一条第三項の規定による再生であって、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信に係るものをいう。
九　第二十一条外国語等通信　法第二十一条第四項に規定する通信をいう。
十　外国語等再生　法第二十一条第四項の規定による再生をいう。
十一　他犯罪再生　法第二十一条第五項の規定による再生をいう。
十二　傍受記録作成用媒体　法第二十四条第一項後段若しくは第二十六条第二項の規定により記録をした記録媒体又は法第二十五条第三項の規定により作成した記録媒体の複製をいう。
十三　通信記録物等　傍受の原記録以外の傍受をした通信（法第二十一条第一項又は第二十三条第四項の規定により再生をした通信及びこれらの規定による復号により復元された通信を含む。以下この号において同じ。）の記録をした記録媒体及びその複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面並びに傍受をした通信の内容の全部又は一部を要約して記載し又は記録した物又は書面をいう。

第二章　通信傍受の実施の手続等

（令状請求の手続）

第三条　［1・2　略］

3　法第四条第三項の請求は、当該請求の相当性その他傍受令状請求書に記載すべき事項について十分に検討してその検討結果を順を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

4　前項の請求をするときは、当該請求が相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項（法第二十条第一項の許可の請求をする場合にあっては、第一号に掲げる事項）を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

一　通信管理者等に関する事項
二　傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

5　法第五条第四項後段の申立ては、当該申立ての相当性その他傍受令状請求書に記載すべき事項について十分に検討してその検討結果を順を経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならない。

6　前項の申立てをするときは、当該申立てが相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料及び次に掲げる事項を明らかにする資料を添えて行わなければならない。

一　指定期間における傍受の実施の場所
二　指定期間以外の期間における傍受の実施の場所

7　第一項若しくは第三項の請求又は第五項の申立てをするに当たっては、当該請求又は申立てをしようとする指定警察官（法第四条第一項の規定に基づき国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官をいう。以下同じ。）その他の当該事件の捜査全般の状況を把握している警察官が裁判官の下に出頭し、裁判官の求めに応じ、陳述し、又は書類その他の物を提示しなければならない。

（傍受ができる期間の延長請求の手続）

第四条　［1・2　略］

3　前条第七項の規定は、第一項の請求をする場合について準用する。

六　他犯罪傍受　法第十四条の規定による傍受をいう。
［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

七　傍受記録作成用媒体　法第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は法第二十条第二項の規定により作成した記録媒体の複製をいう。
八　通信記録物等　傍受の原記録以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体及びその複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面並びに傍受をした通信の内容の全部又は一部を要約して記載し又は記録した物又は書面をいう。

第二章　通信傍受の実施の手続等

（令状請求の手続）

第三条　［1・2　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　第一項の請求をするに当たっては、当該請求をしようとする指定警察官（法第四条第一項の規定に基づき国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官をいう。以下同じ。）その他の当該事件の捜査全般の状況を把握している警察官が裁判官の下に出頭し、裁判官の求めに応じ、陳述し、又は書類その他の物を提示しなければならない。

（傍受ができる期間の延長請求の手続）

第四条　［1・2　同上］

3　前条第三項の規定は、第一項の請求をする場合について準用する。